

閉鎖性海域の窒素・磷暫定排水基準の改正



環境省は、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令（閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準の見直し）」を公布し、10月1日に施行する事を発表しました。

水質汚濁防止法では、閉鎖性海域及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、1日当たり平均 50 立方メートル以上の排水量を放流している工場・事業場に対して窒素・磷に係る排水基準を適用しています。その際、直ちに一般排水基準に対応する事が著しく困難と認められる一定の業種については、暫定排水基準が設定されています。

暫定排水基準は平成 5 年 10 月 1 日から 5 年ごとに見直しを行っており、現行の暫定排水基準が平成 25 年 9 月 30 日をもって適用期限を迎える事により、窒素について 5 業種、磷について 2 業種の事業場に対して暫定排水基準の改正を行いました。今回の改正では磷について 1 業種が一般排水基準へ移行し、残る業種については引き続き 5 年間現行の暫定排水基準の延長または強化の措置を定めるものです。

新しい暫定基準の内容は、下表の通りです。

				単位(mg/L)
	業種その他の区分	新基準	旧基準	一般排水基準 (参考)
窒素	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	170(140)	190(150)	120(60)
	天然ガス鉱業	160(150)	160(150)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物及びモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	4250(3500)	5000(3850)	
	酸化コバルト製造業	400(120)	550(300)	
磷	畜産農業 (豚房を有するものに限る)	25(20)	30(24)	16(8)
	磷化合物製造業 (縮合磷酸塩製造工程を有するものに限る)	一般排水基準 へ移行	40(10)	

※()内は日間平均

当社では、窒素・磷などの排水分析に関して長年の実績があり、短納期で対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 9 月 5 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 小野めぐみ